

議案第5号資料

鶴ヶ島市子ども医療費助成金に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、市内に住所を有するものをいう。</u></p> <p>(2) 保護者 <u>子どもを現に監護している親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、日本国内に住所を有するものをいう。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者とする。ただし、当該子どもが次の各号のいずれかに該当する者である場合は、対象としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>都道府県又は他の市町村（特別区を含む。）が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(2) 保護者 <u>親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者は、<u>市内に住所を有し</u>、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である子どもの保護者とする。ただし、当該子どもが次の各号のいずれかに該当する者である場合は、対象としない。</p> <p>(1)～(4) 略</p>